

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。  
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

東京都知事殿

平成 年 月 日

（ ）建築士事務所（ ）東京都知事登録第 号

所在地

電 話 番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

印

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。